



2026年5月28日

各位

会社名 株式会社SHINKO
代表者名 代表取締役社長 村上 芳仁
(コード：7120、東証スタンダード市場)
問合せ先 執行役員経営企画室長 石渡 慶子
(TEL. 03-5822-7600(代表))

業績条件型譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2026年5月28日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、業績条件型譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を2026年6月19日開催予定の第12期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

1. 本制度の導入の目的及び条件

(1) 導入の目的

本制度は、当社の取締役（社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）に、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めること、並びに、業績目標等と報酬との連動性を明確にし、業績に対するコミットメントを持たせることを目的として導入される制度です。

(2) 導入の条件

本制度は、対象取締役に対し、業績条件型譲渡制限付株式を取締役の報酬として付与し、又は、業績条件型譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給するものであるため、本制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

当社の取締役の報酬等の額は、2019年6月20日開催の第5期定時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、本株主総会では、当該報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の概要

本制度に基づく業績条件型譲渡制限付株式の付与は、取締役の報酬等として金銭の払込み若しくは財産の給付を要せずに当社の普通株式の発行若しくは処分をする方法、又は、対象取締役に金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権を現物出資させて、当社の普通株式の発行若しくは処分をする方法（以下「現物出資交付」といいます。）のいずれかの方法により行うものといたします。

本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は、当社の中期経営計画に連動する期間である3年分の報酬としては120千株以内（1年当たり40千株以内）とし、その報酬総額は、現行の報酬枠とは別枠で、3年分の報酬としては60百万円以内（1年当たり20百万円以内）といたします（ただし、中期経営計画の期間中に本制度に基づく株式を交付する場合には、中期経営計画の残りの年数に1年

当たりの上限金額・上限株式数を乗じた数値をそれぞれ上限として株式を発行するものとします。これらの上限株式数は、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みます。）によって増減した場合には、上限数はその比率に応じて調整されるものといたします。

また、現物出資交付の場合の1株当たりの払込金額は、発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とされない範囲において取締役会において決定いたします。

譲渡制限期間につきましては、譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間といたします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名・報酬委員会の審議を経た上で、その意見を尊重して当社取締役会において決定いたします。

なお、本制度による業績条件型譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で業績条件型譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象取締役は、当社取締役会が定める期間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 対象取締役が、1年以上の期間として当社の取締役会が定める役務提供期間中、継続して、当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位にあったこと、及び、中期経営計画に掲げる主要な経営指標（売上高、営業利益率）その他当社取締役会が定める期間中の業績目標等（利益の状況を示す指標、株式の市場価格の状況を示す指標、売上高の状況を示す指標その他当社の経営方針を踏まえた指標等）又はこれらの指標の成長率を達成したことを条件（以下「業績条件」といいます。）として、本制度により交付された株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除すること
- ③ 法令、社内規則又は本割当契約の違反その他当該株式を無償取得することが相当である事由として当社取締役会で定める事由に該当した場合、及び、譲渡制限期間満了時点、又は業績条件が確定した後の時点において当社取締役会が定めた業績目標等を達成することができず譲渡制限が解除されない場合に、当該株式を当然に無償で取得すること

以上